

住民自治リフレッシュプロジェクト ロードマップ2025（進捗状況及びスケジュール）

2024において一定の方向性を
出したもの・事業化したもの
凡例
検討の結果、今後も検討・新たな
取組・取組スケジュールの変更など
R7.5.19 長野市住民自治連絡会議全体会資料
地域・市民生活部 地域活動支援課

見直し項目		現状	見直しの方向性	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	ゴールイメージ
1 住民と行政 との役割 分担	①公民館・交流センター・ 老人福祉センターの 指定管理者制度	・全市一律の制度適用はせず、地区の希望を尊重 ・運営体制の整わない地区は、直営化を基本に協議 ・今後、全庁的な指定管理者制度の見直しに沿って公民館・交流センターについても検討		方針 見直し	方針決定・新方針による公民館等の管理運営（市直営等）			●住民と行政との適切な役割分担 ・専門性の高い業務は行政等が担 い、住民が得意とする分野を活か すことで、協働のバランスがとれた 状態
	②地域福祉ワーカー・生活 支援コーディネーター 業務	・高い専門性を要する生活支援コーディネーター業務は地域包括支援センターへ市が委託 ・専門性の高い福祉業務が負担 ・住民にしかできない、住民の方 が上手くできる地域福祉と乖離	・地域福祉ワーカー業務は、市が責任をもって地域福 祉を推進する体制へ移行を検討 ・地区活動支援担当の業務を見る化（マニュアル等 の作成）		WGでの検討・方針決定 （業務・雇用のあり方）	新方針による業務・雇用の移行準備（生活支援コー ディネーター） WGでの検討・方針決定（地域福祉ワーカー）		
	③地区活動支援担当の 業務	・地区活動支援担当の支援のあり 方にばらつき		庁内での検討・方針決定		新方針による業務開始		
2 依頼事務	④委員等推薦に関する 事務	・民生児童委員の推薦は、現行通りとし、現行制度の改正に向け国への要望を継続 ・人権教育推進員の推薦依頼は令和7年度から廃止し、市が研修講師の派遣等を実施	・その他の委員等推薦についても庁内で順次検討		WG廃止 WGでの検討・方針決 定・随時適用		その他の委員等推薦についても庁内で順次検討	●住民自治活動の量と質の適正化 ・委員の推薦は、市の公募など選任 手段の工夫や必要最低限の選任数 とするなど、地域住民に無理のな い状態 ・募金は、集約方法が効率化される とともに、地域が主体的に福祉活 動を行える包括的な補助制度があ る状態 ・住民が真に必要とする活動がスリ ム化・効率化され、適正な一括交付 金がある状態
	⑤募金に関する事務	・日赤活動資金と共同募金の取りまとめは、必須事務から除外し、募金の実施方法等を募金 委員会で議論			WG廃止		募金委員会等での検討・順次募金方法等変更	
	⑥地域福祉支援のあり方	・共同募金を財源に市社協が実施している「福祉のまちづくりを進めるための実践事業」に ついて、令和7年度から大幅に簡素化した事務処理により運用する中で、将来的には当該助 成制度を「福祉一括交付金化」することの是非を検討する。			WGでの検討・方針決定 （募金、地域福祉に関す る補助制度のあり方）		福祉助成制度の簡素化実施とその検証 今後の助成方法等検討	
	⑦配布・回覧・周知に 関する事務	・高齢化などにより、仕分け、配布 等の作業が負担	・地区の状況（市街地・中山間地域）を踏まえた配達拠 点・配達方法の見直し ・広報等のスリム化	庁内での検討・方針決定 （広報・付録のあり方）		住自協の周知WGにより 検討	新方針による事務の開始	
	⑧依頼事務のあり方（市と 住民自治組織の協働）	・必須・選択事務、個別に依頼する 事務、その他の依頼事務が多く負 担 ・防災や福祉など複雑化する課題	・市の依頼事務は極限まで削減 ・地区の防災・福祉の市の基本的な考え方（住民に何 をしてもらうのか）を地区へ示し、協働を推進	庁内での検討（事務の抜本的見直し）		WGでの検討・方針決定 事務のメニュー化	新方針による事務の移行 準備	
				市長方針説明（毎年度当初）				
3 住民自治 活動の量と 質	⑨地区ドックの実施	・令和6年度に実施し、全地区が他地区の状況を共有 ・今後、地区ドックフォローアップ事業により住民自治協議会が自主的に行う組織・活動・財 政運営の見直しを後押し	・地区ドック結果を踏まえ ①財政支援のあり方 ②人的支援のあり方等を検討	調査内容検 討	地区ドックの実 施 改善案の反映	地区ドックフォローアップ事業 地区ドックの結果に基づき、財政支援、人的支援のあり方 等を検討		●担い手の確保 ・中山間地域等では、住民が安心・ 安全に暮らし続けられるための地 域活動を担う人材が確保された状 態 ・住民自治組織の活動が転入者を 含め市民に広く周知され、女性、若 者等多様な人材が参画しやすい状 態
	⑩地域の安心・安全な生活 に関する担い手不足を 補完する市の支援体制	・定年延長消防職員を「地域支援職員」として、中山間地域の土木職員不在の支所へ配置し、 モデル事業を検証（R6：芋井・小田切へ1名ずつ） ・令和7年度は浅川地区に配置		庁内での検討・モデル事業実施 （人的支援を含む市の支援体制等）		モデル事業の検証及び支 援体制の検討	モデル事業の検証結果を 活かした支援体制の決定	
4 担い手の 確保	⑪住民自治協議会に 関する市民への周知	・住民目線による漫画キャラクターを起用したPR事業を住民自治協議会と協働で企画・展 開 令和7年2月広報ながのに掲載 ・マンション等の入居者・転入者向けチラシ活用による自治会加入促進 ・今後は更なる周知を検討し展開		WGでの検討・方針決 定	住民自治活動PR事業の実施			●住民自治協議会が労務管理につ いて気軽に相談できる場がある状 態
				マンション等の入居者・転入者に対する区や自治会の加入促進				
5 労務管理	⑫労務管理	・市が社労士へ依頼し、労務管理相談窓口を開設し、負担軽減を図る。令和6年度は4回実 施（13件の労務管理相談） ・労務管理の共同事務化を検討			労務管理相談窓口の開設			●中山間地域で、住民が安心・安全 に暮らし続けられる状態
6 中山間地 域 のあり方	⑬行政サービス・地域活動 の支援のあり方	・令和7年度から中山間地域7地区（七二会、信更、鬼無里、大岡、信州新町、中条）に、モデ ルの集落支援員を市職員（一部例外地区あり）として支所に配置し、①集落点検や草刈 り等エリアマップの作成などの市共通ミッションと②地区独自ミッションに取り組む		研究会での検討 （人的支援を含む市の支 援体制等）	モデル事業の実施と検 証・支援体制の検討（集落 支援員）	モデル事業の検証結果を 活かした支援体制の決定		